

平成29年度等級等ごとの職員の数の公表について（平成29年4月1日現在）

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の3第2項の規定に基づき、給料表ごとに、年度当初（平成29年4月1日現在）における等級等ごとの職員の数について公表します。

1 行政職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳（左記の職務と同程度の職を含む。）		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	1 主事等の職務 2 主事補等の職務	27	10.8%	主事補	5	27	10.8%	主事級
				主事	16			
				保育士	1			
				保健師	5			
2級	1 主幹等の職務 2 高度の知識又は経験を有する主事等の職務	25	10.0%	主幹	23	25	10.0%	主幹級
				教諭	1			
				副主査（再任用短時間）	1			
3級	1 主任等の職務 2 高度の知識又は経験を有する主幹等の職務	73	29.1%	主任	29	73	29.1%	主任級
				保育士（主任）	2			
				教諭（主任）	2			
				主幹	26			
				保育士	1			
				保健師	2			
				教諭	4			
主査（再任用短時間）	7							
4級	1 係長等の職務	63	25.1%	係長	58	63	25.1%	係長級
				保育所長	1			
				教諭（係長）	4			
5級	1 課長補佐等の職務	24	9.6%	課長補佐	19	24	9.6%	課長補佐級
				農業委員会事務局長補佐	1			
				教頭	4			
6級	1 課長等の職務 2 副参事の職務	28	11.2%	課長	19	28	11.2%	課長級
				副参事	5			
				室長	1			
				農業委員会事務局長	1			
				監査事務局長	1			
				議会事務局次長	1			
7級	1 部長等の職務 2 参事の職務	11	4.4%	部長	5	11	4.4%	部長級
				教育部長	1			
				会計管理者	1			
				消防長	1			
				参事	2			
				議会事務局長	1			
合計		251	100%		251	251	100%	

2 消防職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳（左記の職務）		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	1 消防士の職務	12	19.7%	消防士	12	12	19.7%	消防士級
2級	1 消防士長の職務 2 消防副士長の職務	4	6.6%	消防士長	3	4	6.6%	消防士長級
				消防副士長	1			
3級	1 主任の職務 2 消防司令補の職務	11	18.0%	主任	4	11	18.0%	主任級
				消防司令補	7			
4級	1 係長の職務 2 高度の知識又は経験を有する 消防司令補の職務	19	31.1%	係長	15	19	31.1%	係長級
				主任	4			
5級	1 課長補佐、次席及び主査の職務	10	16.4%	課長補佐	4	10	16.4%	課長補佐級
				次席	2			
				主査	4			
6級	1 課長、署長及び副参事の職務	4	6.6%	課長	2	4	6.6%	課長級
				署長	1			
				副参事	1			
7級	1 消防長の職務 2 消防次長の職務	1	1.6%	消防次長	1	1	1.6%	部長級
合計		61	100%		61	61	100%	

3 技能労務職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳（左記の職務）		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	1 一般技能職員の職務 2 一般の労務職員の職務	0	0%	—	0	0	0%	—
2級	1 技能又は経験を有する 技能職員の職務	0	0%	—	0	0	0%	—
	2 技能又は経験を有する 労務職員の職務							—
3級	1 相当の技能又は経験を有する 技能職員の職務 2 相当の技能又は経験を有する 労務職員の職務 3 高度の技能又は経験を有する 技能職員の職務 4 高度の技能又は経験を有する 労務職員の職務	3	30%	調理手	1	3	30%	主任級
				土木工手	1			
				作業管理員	1			
4級	1 極めて高度の技能又は経験を有する 技能職員の職務 2 極めて高度の技能又は経験を有する 労務職員の職務	7	70%	調理手	4	7	70%	係長級
				事務補	2			
				作業管理員	1			
合計		10	100%		10	10	100%	

※ 等級別、職制上の段階ごとに給料が決定されていない職員（特別職、臨時職員等）を除きます。
割合は小数点第2位を四捨五入。